(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二十七号
(三) 道路の区域
区間　変更前　敷地の幅員　延長
後別　前　一四・四八～八一・七九　〇・三七九（メートル　キロメートル）
後　一七・〇九～八一・七九　〇・三七九
(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局福知山河川国道事務所

京都府船井郡京丹波町升谷向山一番二地内

○近畿地方整備局告示第九十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年三月三十一日

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

近畿地方整備局長　池田　豊人

○近畿地方整備局告示第九十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年三月三十一日

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

近畿地方整備局長　池田　豊人

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二十九号
(三) 道路の区域
区間　変更前　敷地の幅員　延長
後別　前　一二・七七～二六・八二　〇・一一三（メートル　キロメートル）
後　一〇・五三～一三・七六　〇・一一三

宍粟市山崎町須賀澤字近江ケ谷八一六番一から同市山崎町須賀澤字近江ケ谷八二一番一まで

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第九十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日　近畿地方整備局長　池田　豊人

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四十二号
(三) 道路の区域
区間　変更前　敷地の幅員　延長
後別　前　一二・五〇～五三・六〇　〇・〇一七（メートル　キロメートル）
後　一二・五〇～五三・六〇　〇・〇一七

有田市糸我町中番字地藏堂東山一二五四番八地内

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第九十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日　近畿地方整備局長　池田　豊人

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四十二号
(三) 道路の区域
区間　変更前　敷地の幅員　延長
後別　前　一四・四八～八一・七九　〇・三七九（メートル　キロメートル）
後　一七・〇九～八一・七九　〇・三七九

京都府船井郡京丹波町升谷向山一番二地内

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局福知山河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第九十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日　近畿地方整備局長　池田　豊人

(一) 路線名　二十七号
(二) 道路の区域
区間　変更前　敷地の幅員　延長
後別　前　一四・四八～八一・七九　〇・三七九（メートル　キロメートル）
後　一七・〇九～八一・七九　〇・三七九

京都府船井郡京丹波町升谷向山一番二地内

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局福知山河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第九十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日　近畿地方整備局長　池田　豊人

(一) 路線名　二十九号
(二) 道路の区域
区間　変更前　敷地の幅員　延長
後別　前　一二・七七～二六・八二　〇・一一三（メートル　キロメートル）
後　一〇・五三～一三・七六　〇・一一三

宍粟市山崎町須賀澤字近江ケ谷八一六番一から同市山崎町須賀澤字近江ケ谷八二一番一まで

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第九十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日　近畿地方整備局長　池田　豊人

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二十九号
(三) 道路の区域
区間　変更前　敷地の幅員　延長
後別　前　一二・七七～二六・八二　〇・一一三（メートル　キロメートル）
後　一〇・五三～一三・七六　〇・一一三

宍粟市山崎町須賀澤字近江ケ谷八一六番一から同市山崎町須賀澤字近江ケ谷八二一番一まで

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第九十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日　近畿地方整備局長　池田　豊人

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四十二号
(三) 道路の区域
区間　変更前　敷地の幅員　延長
後別　前　一二・五〇～五三・六〇　〇・〇一七（メートル　キロメートル）
後　一二・五〇～五三・六〇　〇・〇一七

有田市糸我町中番字地藏堂東山一二五四番八地内

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第九十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日　近畿地方整備局長　池田　豊人

(一) 路線名　四十二号　有田市糸我町中番字地藏堂東山一二五四番八地内
(二) 供用開始の区間　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年三月三十一日

○近畿地方整備局告示第九十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日　近畿地方整備局長　池田　豊人

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四十二号
(三) 道路の区域
区間　変更前　敷地の幅員　延長
後別　前　八・九九～一三・五三　〇・一三二（メートル　キロメートル）
後　一〇・二一～一四・〇八　〇・一三二

有田郡湯浅町大字湯浅字須川二一六二番三から同町大字湯浅字宮後一八九五番八まで

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第九十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日　近畿地方整備局長　池田　豊人

(一) 路線名　四十二号　有田郡湯浅町大字湯浅字馬出一九一六番地内（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）
(二) 供用開始の区間　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年三月三十一日

○近畿地方整備局告示第百号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日　近畿地方整備局長　池田　豊人

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四十二号
(三) 道路の区域
区間　変更前　敷地の幅員　延長
後別　前　九・七二～一一・六八　〇・一六〇（メートル　キロメートル）
後　一一・四一～一一・六八　〇・一六〇

御坊市湯川町丸山字楠本一番八から同市湯川町丸山字蛭ケ崎一〇二番七まで

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局紀南河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日　近畿地方整備局長　池田　豊人

(一) 路線名　四十二号　御坊市湯川町丸山字楠本一番八から同市湯川町丸山字蛭ケ崎一〇二番七まで
(二) 供用開始の区間　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局紀南河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年三月三十一日